

平成26年 6月 30日
九州地方整備局

**H27-30 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)
に関する意見募集結果と今後の主な予定について**

記者発表資料

H27-30 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）について、平成26年5月12日から5月26日にかけてご意見の募集を行ったところ、16件のご意見が寄せられました。

このたび、みなさまからお寄せ頂きましたご意見とこれに対する回答についてとりまとめを行いましたので、ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせを致します。

【担当・問い合わせ先】

- 国土交通省 九州地方整備局 建政部
都市・住宅整備課長 長江 亮（内線 6161）
建設専門官 佐伯 康夫（内線 6115）
代表電話 092-471-6331

H27-30 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案) に関する意見募集結果と今後の主な予定について

1. 意見募集結果について

国営吉野ヶ里歴史公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施することとされております。このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成26年5月12日（月）から平成26年5月26日（月）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照下さい。

2. 今後の主な予定

平成26年7月中旬	運営維持管理業務 募集開始
平成26年11月上旬	運営維持管理業務 事業者決定

3. 意見募集結果の公表に関する問い合わせ先

国土交通省 建政部 都市・住宅整備課長 長江 亮
建設専門官 佐伯 康夫
電話番号：092-471-6331（代表）

※意見募集結果の公表に関するお問い合わせは、9時15分から18時00分（土曜日、日曜日、祝日を除く）までの間に受け付けております。

「国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		国営吉野ヶ里歴史公園回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項(案) ①実施要項 2ページ 1.1.2 開園期間及び時間 ②実施要項 38ページ 5.2.2 総合評価の方法 (5)提案項目審査の評価方法	「開園日時を変更させる提案については、内容の如何を問わず評価しないものとする」とありますが、内容によっては評価の対象とすべきです。		吉野ヶ里歴史公園は県立公園と一体運営管理を行っており、一方的な開園時間の変更は出来ないことより、開演日時の変更を伴う提案については、主催イベントなど仕様書に明示してあるもの以外は評価の対象となりません。
2	別紙資料(案) ①実施要項 2ページ 1.1.2 開園期間及び時間 ②別紙資料 289ページ 【別添】企画書の提案に関する注意事項等	開園時間の変更について、実施要項では、同意を得た上で変更できると記載されているため、別紙の「実施を認めないもの」のなかから「③開園時間を変更させるもの」は削除するのが適切です。		吉野ヶ里歴史公園は県立公園と一体運営管理を行っており、一方的な開園時間の変更は出来ないことから、記載のとおりとします。
3	実施要項(案) 実施要項 9～10ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質(公園利用者数の確保、利用者満足度の確保、情報受発信)	公園全体の利用者数や公園運営に関する満足度、公園のホームページにおける総アクセス数など県立吉野ヶ里歴史公園と一体的な評価をされる項目については参考値とすべきです。		吉野ヶ里歴史公園の利用者は、国及び県の管理区域を一体的に利用する形態であることから、従前より利用者数、公園運営に関する満足度、ホームページのアクセス数については、公園全体の値を質としており、今回も同様の考え方としております。
4	実施要項(案) 実施要項 9～11ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質(利用者満足度の確保)	包括的な質の達成状況をアンケート調査等の数値を基に評価する場合は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮して評価していただきたい。		包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に務めています。
5	実施要項(案) 実施要項 10p	平成30年度分 公園利用者数の確保中、ただし書きにある「公園の特性を生かしていないイベント」とはどのようなイベント指すのか、具体的な考え方を明記してほしい		公園の特性を活かしていないイベントとは、個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)(別紙7)第16条に記載の「吉野ヶ里遺跡の保存を通じての本物のこだわりと、適切な施設の復元やわかりやすい手触りの展示などの遺跡の活用を通じて、弥生時代を体感できる場を創出し、公園利用の増進及び公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事」と記載していることを踏まえ、これに該当しないものを指します。
6	実施要項(案) 実施要項 10ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質【平成30年度分】(公園利用者数の確保)	「公園の特性を活かしていないイベント」の解釈には主観が入るとされるため、具体的にどのようなイベントを示すのか例示すべきです。		公園の特性を活かしていないイベントとは、個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)(別紙7)第16条に記載の「吉野ヶ里遺跡の保存を通じての本物のこだわりと、適切な施設の復元やわかりやすい手触りの展示などの遺跡の活用を通じて、弥生時代を体感できる場を創出し、公園利用の増進及び公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事」と記載していることを踏まえ、これに該当しないものを指します。
7	実施要項(案) 実施要項 19p	業務実施期間が平成27年4月1日から平成31年1月31日までの3年10か月となっておりますが、4年もしくは5年と区切りのいい期間が望ましい。		国営公園運営維持管理業務については、これまでの実施結果等を踏まえ、今回、業務期間を3年間から4年間に延長したところです。
8	別紙資料(案) 実施要項(案)p22、p24 別紙資料P252、253	企業の業務実績、配置予定者の業務実績等に関する要件について再委託、下請けでの経験の実績について該当するのかわからないのか明記した方がよいのではないのでしょうか		実施要項(P22)表7 企業の業務実績等に関する要件及び(P24～25)表8 配置予定者の業務実績等に関する要件のとおり、企業の業務実績及び配置予定者の業務実績については、再委託や下請けでの経験は該当しません。
9	別紙資料(案) 実施要項(案)p22、p24 別紙資料P252、253	業務実績有効時期を明記された方がよいのではないのでしょうか		実施要項(P22)表7に「(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)1件以上の実績を有していること、実施中の業務にあつては、平成27年3月31日までの業務を含む」と記載しています。

「国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		国営吉野ヶ里歴史公園回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
10	実施要項(案) 別紙資料 ①実施要項 23～26 ページ 3.3. 配置予定者 の業務実績に関する要件(表8) ②別紙資料 252ページ 提出様式1-5業務実施 体制(実施要項で定め る業務責任者)	総括責任者及び業務責任者の変更についての対象となる事情を「病気・死亡等」と例示して いますが、「当初の者と同等以上」と確認できれば、広く柔軟な運用をお願いしたい。 特に、当人の病気だけではなく、親族等の病気・介護等の関係で業務を遂行できなくなる場 合等についても認めていただきたい。	総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者 の変更については、原則として「病気・死亡等」に 限定されます。やむを得ない理由により総括責 任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更 することについては、都度協議が必要です。
11	実施要項(案) 別紙資料 ①実施要項 23～26 ページ 3.3. 配置予定者 の業務実績に関する要件(表8) ②別紙資料 252～253 ページ 提出様式1-5 業務実施体制(実施要 項で定める業務責任 者、実施要項以外で提 案する業務責任者の下 に配置し、責任者を補 佐するもの)	業務責任者の勤務体制について、2名以上が常時勤務することと示されていますが、業務責 任者1名かつ責任者を補佐する者1名以上を配置することで可としていただきたい。 また、業務責任者の勤務体制の確保が、一時的に困難となる場合は、総括調査員の事前 承諾を得ることとありますが、緊急の場合も想定されるので、あくまで「原則、事前承諾」として 例外を認めるべきです。	緊急時対応に必要な体制を踏まえ、業務責任者 の勤務体制については、引き続き、2名以上が常 時勤務することが必要と考えておりますが、事前 の承諾については、急な病気や事故等緊急事態 の場合は必須としない旨を記載いたします。 <実施要項 修正案(下線部を追記)>P.25 表8 実施体制 ・開園期間中は、上記①～④の業務責任者のう ち、少なくとも2名以上が勤務する体制とす ること。さらに業務責任者が勤務しない業務につ いては、その業務に精通した者を勤務させるもの とし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速 に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得 ず業務責任者を2人以上勤務する体制をとるこ とが一時的に困難となる場合には、緊急対応を 含め、上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行 われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調 査員の承諾を得ること。(ただし、事故などやむ を得ない事由により事前に承諾を得られない場合 を除く。)
12	実施要項(案) 実施要項(案)p34	公園特性を活かした総合的な環境の演出について評価項目について「本公園の史跡という 由来、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然・歴史資源等を活用し た魅力のある修景や風景等による総合的な環境の演出について、具体性、実現性があり、本 公園として妥当性のある提案が示されているか。」とありますがここでいう周辺環境の範囲 は、町、県、北部九州等どこまでエリアを想定しているのか判りにくい。	当該周辺環境の範囲については、提案の内容に もよりますが、例えば、(別紙-9)「H27-30国営 吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務個別仕様 書(植物管理)」のP94の第2条の2.「環壕集落 ゾーン」及び、4.「古代の森ゾーン」に記載のよ うに「脊振山地」「佐賀平野や有明海」等のスケ ールを想定しています。
13	別紙資料 別紙資料 52ページ 別紙7 個別仕様書【本 業務全体のマネジメント 及び企画立案】 第9章 広報 第46条 ホームページの 運用	ホームページについて、本業務における業務範囲、責任範囲を明確にしていきたい。	本業務におけるホームページに係る業務範囲及 び責任範囲は、「H27-H30国営吉野ヶ里公園収 益施設管理運営規定書」(P126～127)第37条及 び第38条に規定していますが、仕様書に定め のない事項については、事業者が調査職員と協議 の上定めることとしています。
14	別紙資料 別紙資料 70ページ 第32条第2項 園内移動 施設の安全管理	「運転者は大型免許保有者」について「運転者は中型免許または大型免許保有者」とすべき です。	・(別紙-7)「H27-30国営吉野ヶ里歴史公園運 営維持管理業務個別仕様書(本業務全体のマネ ジメント及び企画立案)」の第32条園内移動施 設の安全管理の第2項の記載について、バスの 規格に応じた運転免許とする旨記載します。 <個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企 画立案】(下線部が修正)>別紙P.70 2. 運転者は、運行するバスの規格に適合した運 転免許を有するものとする。
15	別紙資料 ①別紙資料 79ページ 個別仕様書【施設・設備 維持管理】 第1編 総則 第10条 作成書類 ②別紙資料 186～194 ページ 建物・工作物に関する 修繕履歴	修繕業務における作成書類については、作成すべき種類が多く、また、修繕件数も多いこと から簡素化していただきたい。 作成書類については、例えば、10万円以下の小額修繕物件は「作業記録写真」のみでも履 行状況等を十分に確認できると考えます。	「H27-30国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理 業務個別仕様書(施設・設備維持管理)」(P79) 第10条に基づく作成資料は、必要であると考え ております。
16	別紙資料 別紙資料 264p、269 p、270p	欠格事由該当性の審査等のため親会社役員の住民票の写しと登記事項証明書の提出が求 められていますが、親会社が100%国出資の法人(特殊会社)の場合でも提出する必要があり ますか	特殊会社についても提出いただく必要がありま す。